令和2年3月末で廃止

町民課の証明書窓口延長サービス

マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票などの証明書が取得できるため、令和2年3月末で町民課の証明書窓口延長サービス（17時15分～18時15分の窓口時間延長）を廃止します。

休日や夜間でもコンビニで証明書が取得できるよう、皆さんもマイナンバーカードを作りませんか。

▼マイナンバーカードの申請サポート

松前町に住民票がある人で、マイナンバーカードの作成を希望する人を対象に、同カード申請用顔写真を無料で撮影します。申請手続きもサポートしますので、希望する人は町民課住民係までお越しください。

◉無料サービス実施期間
12月3日（火）～25日（水）
※期間内の毎週火曜日～金曜日

◉受付時間　14時～16時
※お待ちいただくこともありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

◉申請に必要なもの
顔写真付きの本人確認書類1点（運転免許証など）
※右記がない人は、事前に相談してください。

問 町民課住民係
☎985－4105

クリスマスはひまわりバスに乗ろう

バスにサンタがやってくる

ひまわりバスにサンタクロースが乗車して、交通安全啓発グッズをプレゼントします。

▼日時　12月25日（水）
・2便（役場前8時50分発）
・5便（役場前12時55分発）

▼ルートと時刻表

役場で配布しているほか、町ホームページで確認することができます。

問 町民課コミュニティ係
☎985－4228

令和2年成人式を行います

懐かしい友達や恩師と一緒に、20歳の門出をお祝いしましょう。

▼日時　1月12日（日）13時～15時（受け付け12時～　記念撮影12時30分～）
※記念撮影を先に行います。時間に遅れないように来てください。

▼場所　文化センター広域学習ホール

▼内容　記念撮影、町長式辞、交歓会、抽選会など

▼対象者　平成11年4月2日～12年4月1日生まれで、松前町に住民登録のある人
※対象者には11月上旬に案内はがきを郵送しています。
※転出者も参加できます。希望者は連絡してください。

問 社会教育課生涯学習係
☎985－4135

新春年賀のつどいを行います

新年が、町民の皆さんと町にとって素晴らしい年になることを願い、「新春年賀のつどい」を開催します。

▼日時　1月6日（月）10時45分～12時（受け付け10時15分～）

▼場所　文化センター広域学習ホール

▼入場料　無料

問 総務課広報情報係
☎985－4132

地域で暮らしたい要介護者のために

地域密着型特定施設ができます

第7期介護保険事業計画により募集していた事業候補者が決定しました。

今後開設に向けて施設の整備が始まり、完成後は地域で暮らしたい要介護認定を受けた高齢者が利用できるようになります。

▼事業候補者
社会福祉法人みかん会

▼事業の内容
地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型）

▼定員　29人

▼開設予定地　恵久美地区

▼整備予定　令和2年度中

問 保険課介護保険係
☎985－4115

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人

国民年金の届け出を忘れずに

国民年金に加入するとき（下記の場合）には届け出が必要です。届け出をしないと、年金額が少なくなったり受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

支払いを口座振替にする場合は預金通帳と届出印を、免除申請する場合は離職票や雇用保険受給資格者証を併せて持参してください。

問 町民課住民係
☎985－4106
松山西年金事務所国民年金課
☎925－5105

届け出が必要なとき	持参するもの
20歳になったとき（厚生年金、共済年金加入者を除く）	・認め印（朱肉を使うもの） ・学生証（学生納付特例の申請者のみ）
退職したとき（厚生年金、共済年金加入者のみ）	・認め印（朱肉を使うもの） ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき	

年末年始のし尿くみ取り・ごみ収集

【し尿くみ取り】

年末年始は依頼が多く、混雑します。早めに依頼しましょう。

松前清掃協同組合
☎985－0207
瀬戸衛生社　☎984－5134
第一衛生社　☎984－1169
大塚衛生設備　☎984－1925
松前衛生社　☎984－7981

【ごみ収集】

ごみ収集日は、各戸配布しているごみカレンダーで確認してください。

▼収集休み　12月31日（火）～1月3日（金）

▼年始　1月4日（土）の「可燃ごみ」から収集を開始します。

問 町民課生活環境係
☎985－4117

伊予地区清掃センター

自己搬入ごみの料金が変わります

伊予地区清掃センターに自己搬入する家庭系可燃ごみの料金が、令和2年4月から改定されます。直接搬入するときは、注意してください。

▼場所　伊予市三秋1433番地

▼受付時間
・月曜～金曜日
8時30分～12時、13時～16時30分
・土曜日　8時30分～11時30分
※日曜日と12月31日～1月3日は休み。

▼受付方法

事前予約などは必要ありません。直接搬入してください。

▼改定後の使用料金
・20kg未満　無料
・20kg以上40kg未満　200円
※40kg以上は、20kg増えるごとに100円追加

問 町民課生活環境係
☎985－4117
伊予地区清掃センター
☎982－1287

本年度の健康診査、がん検診がまだの人

総合健診は必ず受けましょう

【共通事項】

▼場所　福祉センター

▼対象者　平成31年4月以降に総合健診を受診していない人で、下表の対象者に該当する人

▼申し込み方法　左記窓口で申し込むか、広報まさき10月号折り込みの申込書を郵送する（メール可）。

▼締め切り　12月16日（月）

▼申込先・問い合わせ
〒791－3192
松前町大字筒井631番地
松前町役場健康課保健センター係
☎985－4118
✉731hoce@town.masaki.ehime.jp
※その他詳細は、下表の通りです。

◉総合健診では、がん検診無料クーポン券を使用できます

乳がん検診は満40歳の女性、子宮頸がん検診は満20歳の女性が対象です（年齢は平成31年3月末時点）。

対象者には、6月にクーポン券を送付しています。申し込みの上、健診当日、クーポン券を持参してください。

◉医療機関での特定健診は3月31日までに受けましょう

松前町国民健康保険（国保）加入者で、特定健診を医療機関などで受診する人は、2月28日（金）までに、健康課に電話で申し込んでください。

■ 日時　1月24日㊎・30日㊍　（受付時間）8時30分～11時00分

◉ 子宮頸がん検診は 13 時～ 13 時 30 分　◉ 大腸がん・乳がん検診は午後も受付可能

受診項目		対象者（年度末年齢）	料金	
特定健康診査		松前町国保加入者	無料	
健康診査		後期高齢者医療加入者 20 歳～ 39 歳の人 生活保護世帯の人	無料	
腹部超音波検診		20 歳以上	2,200 円	
前立腺がん検査		40 歳以上の男性	1,000 円	
乳がん検診	マンモグラフィ	40 歳以上の女性	1,600 円	
	乳房超音波	30 歳～ 39 歳の女性	1,600 円	
肺がん検診（CT）※1		40 歳以上	3,000 円	
肺がん検診（CR）※1		20 歳以上	800 円	次のいずれかに該当する人は無料です。 ※ ③④⑤に該当する人は、それぞれ「確認書類」を持参してください。 ① 70 歳以上（昭和 25 年 3 月 31 日以前生まれ） ② 昭和 32 年、昭和 53 年生まれ ③ 障がい者手帳 1・2 級該当者（療育手帳含む） ▶**確認書類**　障がい者手帳 ④ 生活保護世帯 ▶**確認書類**　福祉課発行の証明書 ⑤ 世帯全員が町民税均等割以下の人 ▶**確認書類**　税務課発行の課税証明書 ※ 発行手数料 300 円が必要です。 ※ 健診日 1 週間前までにマイナンバーカードなどを健康課窓口で提示した場合は証明書不要。
子宮頸がん検診		20 歳以上の女性	700 円	
大腸がん検診		40 歳以上	400 円	
胃がん検診		40 歳以上	900 円	
B 型・C 型肝炎セット		40 歳以上で過去に検査をしたことがない人	400 円	
B 型肝炎			100 円	
C 型肝炎			300 円	

※1　肺がん検診の結果必要と認められた人は、400 円で「かく痰検査」が受けられます。

松前町の財政事情

令和元年度上半期の予算執行状況

令和元年度上半期（4月1日～9月30日）の予算執行状況をお知らせします。

一般会計予算総額は、9月末で109億6581万4千円（前年度に比べ9億1528万千円増〔9・1％〕）です。

▼予算執行状況

一般会計の予算執行状況は、収入額が49億779万2千円で、予算額に対する割合が44・8％、支出額が44億3212万円で、予算額に対する割合は40・4％となっています。

特別会計、水道事業会計は、下表の通りです。

▼地方債などの現在高

地方債などの現在高は、一般会計が108億3561万5千円、上水道事業会計が28億7106万2千円、公共下水道事業特別会計が44億5740万7千円となっています。

問 財政課財政係
☎985－4101

■一般会計（予算額と執行率）

収入額　49億779万2千円（収入割合 44.8％）　　支出額　44億3,212万（支出割合 40.4％）

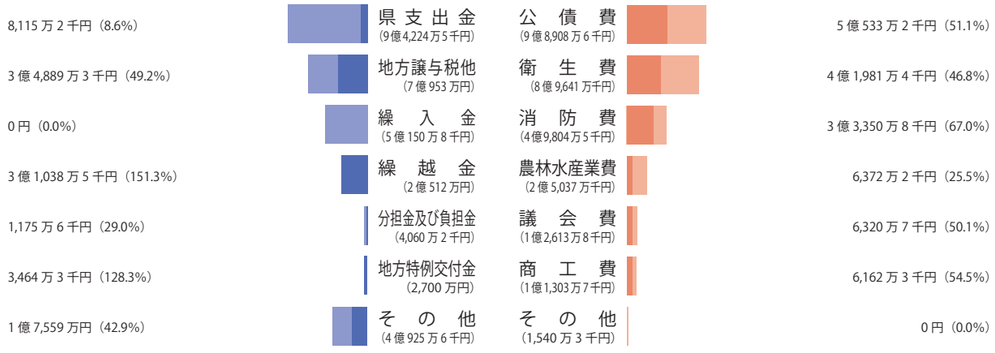

※科目名の下の（　）内の数字は予算額です。

■特別会計　（単位:千円、％）

区　分	予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	3,460,878	1,551,177	44.8	1,340,847	38.7
後期高齢者医療	448,617	191,409	42.7	172,655	38.5
介護保険	2,787,484	1,243,394	44.6	1,158,630	41.6
公共下水道事業	860,623	385,689	44.8	225,925	26.3

■水道事業会計（企業会計）　（単位:千円、％）

区　分	収入予算額	支出予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
収益的収支	453,112	473,816	203,216	44.8	129,462	27.3
資本的収支	239,449	421,823	2,969	1.2	172,771	41.0

「ながら運転」が厳罰化

道路交通法の改正により、12月1日からスマートフォンなどによる「ながら運転」の罰則、違反点、反則金が強化されます。

皆さんは、次のような運転はしていませんか。ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

問（ながら運転厳罰化に関すること）
伊予警察署 ☎982―0110
（町の交通安全に関すること）
町民課コミュニティ係
☎985―4228

スマートフォンなどを使用して運転している場合、使用していないときよりも交通事故による死亡率が約2.1倍高くなるといわれています。ながら運転は絶対にやめましょう。

伊予警察署　交通課長
近藤（あきら）　章さん

◉改正の主な内容

①運転中にスマートフォンなどを使用した場合

・罰則に懲役刑(6月以下) が新設
・反則金と違反点が大幅に引き上げ
　違反点は1点から3点に引き上げられるほか、普通車の場合、反則金も6,000円から3倍の18,000円に増額されます。

違反点
1点 → 3点

反則金
6,000円 → 18,000円
（普通車の場合）

②①の結果、事故などの「交通の危険」を生じさせた場合

・罰則がすぐに適用
　改正前は反則金を納付すれば罰則(懲役・罰金)の適用が免除されましたが、その適用がなくなり即、罰則が適用されます。
・1回の違反で免許停止に
　違反点が2点から6点に引き上げられます。

違反点
2点 → 6点

見逃しません！税金・保険料の滞納

問税務課管理収納係　☎985-4109（税金のこと）
保険課保険料係　☎985-4227（保険料のこと）

11・12月は 滞納整理強化月間

県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は一丸となり、差し押さえを中心とした滞納整理活動を強化します。

差し押さえまでの流れ

税金・保険料は、社会保障、教育や道路整備など、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。

税金・保険料を滞納することは、納期限までに納付している町民の皆さんとの公平性を欠くことになり、町民サービスに支障を来すことになります。

町では、催告に応じなかった場合は、公平性を保つため、滞納処分(差し押さえ) を執行します。

①滞納発生
↓
②督促状の送付
↓
③催告書の送付
↓
④財産調査
　勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。
↓
⑤財産差し押さえ

▶例(タイヤロック)

平成30年度　町での差し押さえ件数(税金・保険料)	
預貯金	17 件
保険	32 件
給与・年金	27 件
その他（不動産など）	30 件
合計	106 件

延滞金

町では、納期内に納付した人との公平性を保つため、期限までに納めていない人から延滞金を徴収しています。延滞金は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、次の割合で計算された金額を本税に加算して納付しなければなりません。

該当期間	納期限後1カ月以内	左記経過後
平成31年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%

平成30年度　延滞金の収納額	
税金	4,825,606 円
保険料	20,790 円
合計	4,846,396 円

滞納を放置しないために

◉納付に関する相談はお早めに
　災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに相談してください。

◉税金・保険料などの支払いは、便利な口座振替で
　納め忘れを心配せず確実に納付できます。
　詳しくは、お問い合わせください。